

国立大学法人高知大学交通費相当手当支給細則

令和7年3月25日

規則第103号

(趣旨)

第1条 国立大学法人高知大学非常勤職員給与規則第11条の2の規定による非常勤職員のうち講師（教育学部附属学校園に勤務する者を除く。以下「非常勤講師」という。）への交通費相当手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(交通費相当手当の支給)

第2条 交通費相当手当は、来学（非常勤講師が高知県内の住所若しくは居所又は国立大学法人高知大学以外の勤務場所（以下「自宅等」という。）から本学へ移動し、本学から自宅等へ移動することをいい、宿泊を伴う移動を除く。以下同じ。）のため交通機関を利用し、運賃を負担する場合及び来学のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用する場合に支給する。ただし、徒歩により来学するものとした場合の歩行距離が片道2キロメートル未満である場合、国立大学法人高知大学旅費規則に基づく旅費が支給される場合、非常勤講師以外の本学の職員の身分を有する者で通勤手当が支給される場合は、交通費相当手当は支給しない。

(交通機関による交通費相当手当)

第3条 交通機関による交通費相当手当は、来学に要する運賃とする。

2 運賃は、最も経済的かつ合理的な経路及び方法で算出した額とする。特別急行料金及び座席指定料金は支給しない。

(自動車等による交通費相当手当)

第4条 自動車等による来学1回の交通費相当手当は、自動車等の使用距離に応じ、それぞれ次表に定める額とする。

自動車等の 使用距離	5km 未満	5km以上 10km 未満	10km以上 15km 未満	15km以上 20km 未満	20km以上 25km 未満	25km以上 30km 未満	30km以上 35km 未満
支給額	95 円	200 円	338 円	476 円	614 円	752 円	890 円
自動車等の 使用距離	35km以上 40km 未満	40km以上 45km 未満	45km以上 50km 未満	50km以上 55km 未満	55km以上 60km 未満	60km 以上	
支給額	1,028 円	1,161 円	1,247 円	1,333 円	1,419 円	1,504 円	

2 自動車等の使用距離は、最も合理的な経路により算出した距離とする。

(届出)

第5条 非常勤講師は、新たに第2条の要件を具備するに至った場合には、所定の届出様式又は国立大学法人高知大学が行う諸手当の届出等に関する事務を処理する情報処理システムにより、その来学の実情をすみやかに学長に届け出なければならない。非常勤講師が自宅等、来学の経路又は来学の方法を変更した場合も同様とする。

(交通費相当手当の決定)

第6条 前条の届出を受けた学長は、来学1回あたりの交通費相当手当の支給額を決定するものとする。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、交通費相当手当に関する取扱いについては、必要に応じ、学長が別に定める。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。